

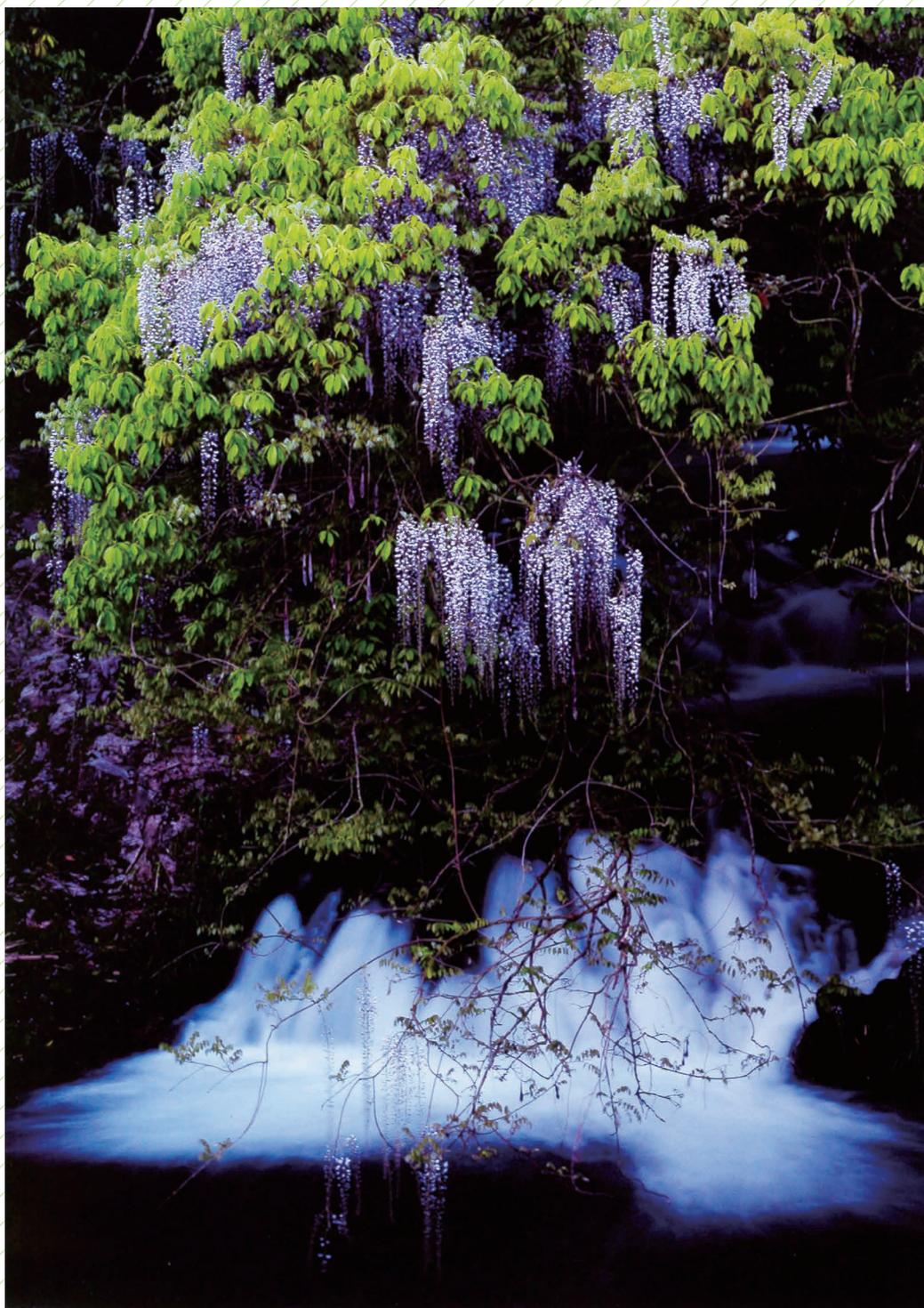
戸山サンライズ

2017年

冬号

特集

成年後見制度利用促進法 の普及に向けて



ライフサポート

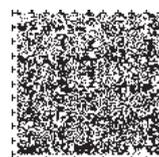
障害者差別解消法の推進に向けて

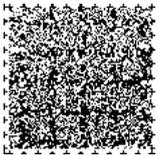
レクリエーション

吹き矢に魅せられ、そしてブラインド吹き矢へ

スポーツ

共生社会の実現に向けた
東京都障害者スポーツ協会の取り組み





←これは、SPコードです。
専用読み取り装置の使用により、誌面の内容の音声出力が可能です。

第31回障害者による書道・写真全国コンテスト

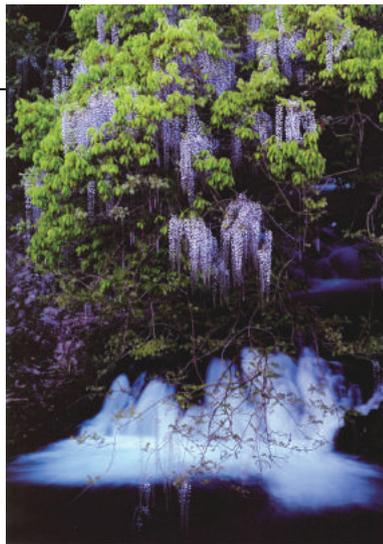
写真部門 金賞 「早朝の溪流」
広島市 竹内 義幸

(作品PR)

フジの花に、日ノ出後すぐに日が当たるため、日光が当たる前に撮りたくて、自宅をAM2:00に出発して約3時間、やっと撮ることができました。

(寸評)

溪流の流れが滑らかになるようスローシャッターで撮り、藤の花にスポット的に光が当たった瞬間を捉えたことで幻想的な写真になりました。



このコンテストは、障害者の文化活動等の推進を図ることで技術の向上、自立への促進並びに積極的な社会参加を目的として、(公財)日本障害者リハビリテーション協会(全国障害者総合福祉センター)の主催により毎年開催されているものです。第31回を迎えた今回のコンテストでも、全国各地より180点(写真部門)にのぼる素晴らしい作品がよせられました。

目次

2017年冬号

■特集：成年後見制度利用促進法の普及に向けて

成年後見制度利用促進法の概要と今後の課題——小澤 温 1

成年後見制度の利用促進に向けた取り組み——田中 晃 4

■スポーツ

共生社会の実現に向けた東京都障害者スポーツ協会の取り組み——三浦 崇 7

■レクリエーション

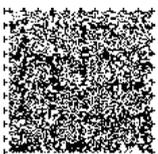
吹き矢に魅せられ、そしてブラインド吹き矢へ——内藤 幹弘 10

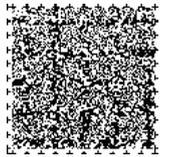
■ライフサポート

障害者差別解消法の推進に向けて——野村 茂樹 13

■お知らせ

平成29年度 全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)研修会概要 — 16





成年後見制度利用促進法の概要と 今後の課題

筑波大学
小澤 温

1. 成年後見制度利用促進法の内容

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下、成年後見制度利用促進法）が、2016年4月に成立し、同年5月から施行された。この法律は、成年後見制度の基本的な理念を示したこと、地域住民のニーズ（実情、必要性）に応じた後見制度の利用促進、成年後見制度の利用に関する体制の整備、の3点を目的としている。

具体的な方針としては、これまで利用実績の少ない保佐・補助の制度の利用促進に関する方策の検討、成年後見人の権利制限に関わる制度の見直し、成年後見人の医療等に関わる意思決定が困難な者への支援の検討、成年被後見人の死亡後における成年後見人の実務の見直し、これまで実績の少ない任意後見制度の積極的な活用、国民に対する成年後見制度の周知、地域住民のニーズに応じた利用の促進、地域における成年後見人になる人材の確保、成年後見実施機関の活動に対する支援、関係機関の体制の強化と密接な連携の構築、といったことが示されている。

さらに、これらの具体的な方針を計画的に推進するために、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定を国が行うこととしている。そのために、成年後見制度利用促進会議と成年後見制度利用促進委員会の2つの組織を内閣府に置くこととした。成年後見制度利用促進会議は、内閣総理大臣を会長とし、内閣官房長官、特命担当大臣、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣などを委員とする。この会議の内容は、成年後見制度利用促進基本計画案の作成、関係行政機関の調整、施策の推進・実施

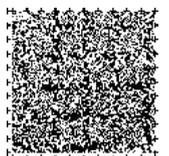
状況の検証・評価である。成年後見制度利用促進委員会は、有識者で組織し、その内容は、成年後見制度利用促進基本計画案の調査と審議、施策に関わる重要事項の調査と審議、内閣総理大臣への建議を行うこととしている。

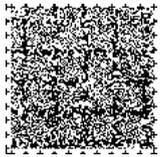
地方自治体（市町村・都道府県）においては、国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた基本計画の策定、成年後見制度の利用促進に関する審議会などの合議制の機関の設置が示されている。都道府県では、成年後見人の人材の育成、市町村に対しての必要な助言を行うこととしている。ただし、いずれも、地方自治体においては努力義務であって義務規定ではない。

この法律制定の背景には、成年後見制度は存在しているもののこの制度の利用促進に関して施策が総合的に十分に提供されてこなかったこと、施策の課題だけでなく国民の理解・啓発も十分に進めてこなかったこと、今後の高齢社会への対応、共生社会づくりの推進を考える上で必要不可欠な社会制度の基盤にもかかわらず十分活用されてこなかったことといった問題指摘がこれまでなされており、この問題への対策に取り組む必要が喫緊の課題であったことがあげられる。

2. 成年後見制度の利用実態

成年後見制度の利用者数（注）は2015年12月時点で191,335人であり、2011年からの5年間では、4万人程度増加している。このうち、成年後見は全体の79.8%であり、保佐が14.5%、補助が4.6%、任意後見





が1.2%である。このことから成年後見の利用が全体の約80%とかなりの割合を占めていることがわかる。これに対して、保佐、補助、さらに、判断力のあるうちに利用者自らが選んだ人に後見事務を定めておく制度である任意後見の利用者数はきわめて少ないことが示されている。成年後見類型は、包括的な代理権が後見人に与えられるために、財産管理に関する全般的な代理権、取消権が後見人に与えられ、後見人の権限のもっとも強い類型である。この類型は、利用者の意思決定の尊重という観点からみると、利用者の意思決定の大幅な制限があるため、障害者権利条約の理念などの近年の動向からみるとできる限り避けたい後見類型である。そのため、成年後見制度利用促進法では、保佐、補助、任意後見の利用促進に、これまで以上強化することを重視している。

2015年のデータ（注）（後見・保佐・補助開始、任意後見監督人選任の総件数34,623件）で申立人と本人との関係を見ると、親族では子が10,445件（30.2%）でもっとも多く、兄弟姉妹4,749件（13.7%）、その他親族4,667件（13.5%）、本人3,917件（11.3%）となっている。親族以外では、市区町村長が5,993件（17.3%）ともっとも多い。市区町村長の申し立ては、後見支援が必要にもかかわらず、配偶者や2親等以内の親族がいない、あるいは、いても親族の申し立てが期待できないなどの理由により、市区町村長が申し立てを行う。このことは、子を中心とした親族以外の申し立てとしては重要な制度であり、今後、広まっていく必要がある。

さらに、2015年のデータ（注）（後見・保佐・補助開始の認容総件数34,920件）で成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）と本人との関係を見ると、司法書士が9,442件（27%）、弁護士が8,000件（22.9%）、子が5,515件（15.8%）、社会福祉士3,725件（10.7%）が多い。これに対して、法人は1,185件（3.4%）、社会福祉協議会は821件（2.4%）、市民後見人は224件

（0.6%）である。親族や専門職による後見人を除くと、後見人（保佐人、補助人を含む）の担い手はきわめて少ないことが示されている。そのため、成年後見制度利用促進法では、地域における成年後見人になる人材の確保を重視している。

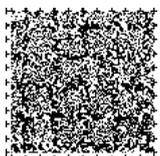
3. 今後の課題

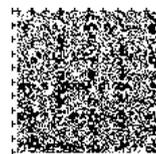
ここでは、成年後見制度利用促進法の今後の展開における課題を、成年後見制度利用支援事業の観点、成年後見制度利用促進法（および同時になされた民法の改正）の定めた内容に関する観点の2点から考えてみることにする。

1) 成年後見制度利用支援事業からみた成年後見制度利用促進法の課題

成年後見制度利用促進法の施行以前から、介護保険法と障害者総合支援法では、成年後見制度利用支援事業が制度化されていた。成年後見制度利用支援事業が制度化された背景は、成年後見制度の利用に伴う費用負担の問題をあげることができ。利用者（あるいは関係者）が成年後見制度の必要性を感じても、費用負担が大きいため、申し立てを控え、場合によっては、断念することが考えられる。このような事態を避けるためには、市町村による成年後見制度の利用促進のための啓発活動の強化、成年後見制度の利用に関わる申し立ての経費や成年後見人等への報酬の補助を行う事業の必要性が高まっていった。

介護保険法では、2006年の介護保険法改正により、成年後見制度利用支援事業を地域支援事業の任意事業として位置づけた。ただし、任意事業としての位置づけで開始されたため、市町村による実施の格差が大きいことが課題となっていた。2013年から施行された障害者総合支援法では、市町村地域生活支援事業の必須事業として開始されたため、市町村の実施の割合は、介護保険法での実施割合よりも高い水準で開始することになったが、地域生活支援事業の性格上、運営上の地域格差が生じており、その点で介護保険制度と同様の





課題がみられる。

この2つの法制度における成年後見制度利用支援事業の課題をまとめると、市町村格差(予算面、制度の運用面)の存在、高齢者と障害者に対する制度が別々であり、両者の重なったケース、両者の制度の谷間になるケースへの対応に困難が生じること、後見報酬が家庭裁判所により決定されるため市町村の正確な報酬補助予算が事前に立てにくいことといった問題がみられている。

成年後見制度利用促進法において、これらの課題にどのくらい対処できるのかは、今後の具体的な施策の検討と実際の展開に関係するため、この法に関してこれからの検討を十分に行っていくことが必要である。

2) 成年後見制度利用促進法(および同時になされた民法の改正)からみた課題

これまで、成年後見制度における後見人の業務の大きな課題としては、被後見人に代わっての医療における医的侵襲行為への同意の問題、後見人による不正行為(財産横領など)の問題、被後見人にあてた郵便物の開封の問題、被後見人の死後手続きの問題、の4点をあげることができる。

これまでの成年後見制度では、手術等の医的侵襲行為は被後見人の同意がない限り行うことが認められていなかったため、被後見人の意思確認が困難な場合は、必要な医療を十分に受けることができない問題が生じていた。成年後見制度利用促進法では、今後の検討事項として、侵襲性の高い医療においては後見人の同意により医療を受けることが可能な方向性を示した点で重要である。ただし、成年後見制度利用促進法では、あくまで検討するということまでであり、実際の侵襲性の高い医療における同意に関しては今後関連する法整備を推進していくことを前提としている。

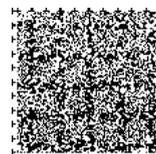
後見人による被後見人の財産横領などの不正行為は件数、被害総額いずれも近年増大しており、成年後見制度の悪用は社会的にも大きな問題になっている。成年後見制度利用促進法では、家庭

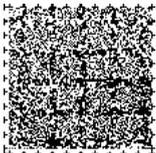
裁判所による後見人への監督の強化を打ち出している。このことに関しては、これまでも家庭裁判所の監督権限はあるものの、後見人による不正行為が増大していることから、この法により、どのくらい監督強化ができるのかは今後の課題である。他方、監督強化により、後見実務における身上監護を含めた幅広い生活支援の視点が大幅に制限され、被後見人の生活の質の制限につながらないような柔軟性とのバランスも求められると思われる。

被後見人にあてた郵便物の開封の問題に関しては、成年後見制度利用促進法と同時に行われた民法改正に関わる問題であった。今回の改正前は、後見人は実務に必要な郵便物であっても、法律的に被後見人宛の郵便物の内容の確認ができなかった。被後見人宛の郵便物には、各種の請求書や年金等の公的な知らせなどがあるため、後見人が指定された6か月間に限り、郵便物の受け取りと開封が可能になったことは、後見実務の上で、重要な改正である。

被後見人の死後手続きの問題では、従来、後見実務は被後見人の死亡時に終了することになっていたため、後見人が親族(いない場合は、市町村長)の許可なく、相続財産の保全、遺体の引き取り、火葬等の行為をすることができなかった。成年後見制度利用促進法(および同時になされた民法の改正)により、相続人が財産管理をできる状況になるまでは、相続人の同意の上、家庭裁判所の許可を受けた上で、後見人は、相続財産の保全、火葬等の契約ができるようになった。ただし、相続財産の保全には、原則としてすべての相続人の同意が必要なため、速やかに保全ができるのかは今後の具体的な運用の課題になると思われる。

注：成年後見制度の利用者数、および、2015年のデータは以下の資料による。
最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—平成27年1月～12月—」、2016年





成年後見制度の利用促進に向けた取り組み

社会福祉法人唐池学園 貴志園
相談センターゆいまーる所長
田中 晃
(ぱあとなあ神奈川運営委員長)

1. はじめに

自分の権利を主張し、権利が侵害されれば救済を求めることは人としての権利である。しかし、障害のために、自ら権利を主張できない、またリスクの回避や保護(支援と言い換える例もある)と称して、自らの権利を曖昧にされている障害者がいる。人権の観点から、こうした個別的な課題解決について様々な社会保障制度の構築や社会福祉実践、個別支援が必要とされてきたことを再認識し、日々の相談支援や障害者を支えるネットワーク構築に取り組むことが求められている。民法に定められた成年後見制度は対象を「認知症や知的障害、精神障害のために判断能力が不十分である者」としており、私たち相談支援の対象者と重なって、その方達の権利擁護の手段の一つとなっている。

現在すすめられている成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)の施行に伴い、この1月内閣府が設置した成年後見制度利用促進委員会による基本計画に盛り込むべき事項についての意見(以下:促進委員会意見という)が公表された。障害者相談支援事業に従事する者として大きな関心を持っている。筆者の周囲でおきている状況について報告したい。

2. 市町村障害者相談支援の現場での取り組みについて

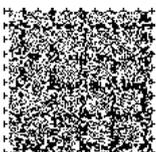
障害者総合支援法では、障害者相談支援事業について、「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保

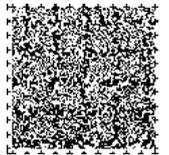
護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業(障害者総合支援法第七十七条市町村の地域生活支援事業)と規定している。障害者に対する権利侵害や権利擁護についての相談支援は、障害者相談支援事業における大きな役割の一つである。

誰でも日常の生活で、家族のこと、お金のこと、サービスや物品の購入などとの関わりをもって暮らしている。それは障害のある人の暮らしでも同様である。しかしそれらが法律的なトラブルとなることもある。例えば、家族問題は相続、お金の貸し借りや多重債務、福祉・介護の契約や利用上での物損や介護事故の賠償、契約内容の不履行、消費被害の解消、また突然の事故などに遭遇することもある。障害があっても、また障害がなくても、暮らしの中でこうしたトラブルの解決に向けた対応が必要となってくる。

日々の相談の中で、医療・福祉・介護・就労・生活支援等の課題も広義の権利擁護相談であるが、前述した法律的な解決を必要とする問題についても支援が求められている。「何がおこっているのか」「どうしたらいいのか」「どんな方法や手段があるのか」「だれが助けてくれるのか」など、解決への道筋が見つからず、問題を抱えたまま立ち止まっている場合も多い。

詳細は記載できないが具体的事例について紹介したい。親の死亡など家族の変化は誰にでも訪れることだが、障害者の場合には権利侵害が発生することが多い。父親が死亡し遺族となった高齢の





母親と知的障害の娘に対して、相続に伴う不動産処分を親身になって支援を行なった親切な知人が、やがて信頼関係を利用して借金を繰り返し返済せず、母親を騙して知らぬ間に借金を抱えた自らの事業の代表者として登記し事業の負債までも押し付けた。ある知的障害者の例では、父親と父親の再婚相手である女性と三人で暮らしていたが、父親の死に伴う相続で、障害者の弟のことを思い他の兄弟が自宅不動産の相続放棄をしたことをいいことに、女性が障害者の印鑑登録を勧めて自宅を売却して不当な利益を得ようとした。施設からのある相談では、利用者の父親の死後、相続人である利用者のところに、義母に依頼された税理士と名乗る人物が面会に訪れ、本人を連れ出して印鑑登録をし、遺産分割協議書に署名・捺印させた事例などがある。

いずれの事例も、初回相談は小さな相談である。「お金を返してくれない、どうしたらいいか」という高齢の母の相談、「弟の居場所がわからない」という兄弟の相談、「印鑑証明を作るといってどう対応したらいいか」という施設職員の相談である。これらは相談支援員がキャッチして、弁護士や市町村障害支援担当部署につなぎ連携して対応している。これらの事例では、法テラスを利用した弁護士への代理の依頼や、経済的虐待事案として成年後見制度の利用に向けて市町村長による申立手続きや、審判前保全処分の手続き等によって、権利侵害を食い止めることが出来ている。

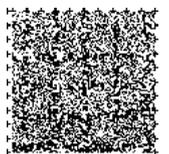
親の死後の相続は、財産を相続するにせよ、負債を相続放棄するにせよ誰にでも発生する法律問題である。そのための備えとして、親等が成年後見人として選任されている場合は、対応に苦慮することはないが、促進委員会意見にもあるように、事前には成年後見制度のメリットは実感できないことが多く、事案発生後になって対応せざるを得ない状況がある。

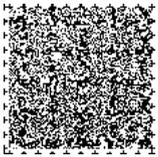
筆者が相談支援事業担当者として活動している市町村では、ここ数年の成年後見制度についての体制が整備されつつあることを実感している。当市の社会福祉協議会は、市の地域福祉計画による財源的措置も受けて地域福祉活動計画に権利擁護について盛り込み、平成23年度から従来の日常生活自立支援事業に加えて法人後見事業に取り組み、

現在では16件を受任している。この取り組みに伴って福祉関係（高齢福祉、障害福祉、生活困窮支援）の市担当者、市内の障害者や高齢者の福祉サービス事業所、弁護士会、司法書士、社会福祉士、行政書士等の専門職後見の職能団体等が参加して連絡会（地域ネットワーク）が開催されている。お互いの顔の見える関係が徐々に形成されて、市区町村申立や相談支援についての助言を得ることも出来るようになってきている。さらに法人後見事業での後見実務の経験を生かし平成25年度からは市民後見人養成にも取り組み、養成講座には一般市民も一部参加して啓発事業の展開もある。

高齢者福祉の現場に比べて障害福祉の現場では、成年後見制度の利用が今一つ伸びない現状はあるものの、利用者支援の場面で成年後見人等との協働や担当者会議での合意形成等の場面は増加しているように思われる。しかし養護者による虐待のケースや身寄りのないケースの場合は市区町村申立により、制度利用につながりやすいものの、ご本人の親が健在の場合は成年後見制度についての理解があっても成年後見制度の利用に慎重であることが多い。切迫した事情もなく、また第三者後見人への不安、申立て手続きの負担感などから、「親ができるうちは・・・」という意識があるものと推測している。

障害者に対する福祉サービスの利用については、2003（平成15）年4月から、障害のある方の自己決定の尊重を前提に利用者本人と福祉サービス事業者の直接契約に移行した。しかし利用契約の場面では法的な代理権のない家族が本人の名前も含めて署名することが普通に行われているのが現状である。これは国の指針によるところが大きい。指針では「～（略）～成年後見制度の十分な活用、普及が図られるまでの間は、利用者本人の意思を踏まえることを前提に、本人が信頼する者が本人に代わって契約を行うこともサービスの円滑な利用を確保するためにやむを得ない場合があるものと考えている。」とされている。このことが、本人が成人の知的障害者の場合、成年後見人などの代理権がなくとも、親等がサインすれば契約が成立する根拠となっている。実際、家族・親族であれば「本人が





信頼する者」であるかどうかは不明であったとしてもサインを求めることになる。契約行為と成年後見制度の利用が結びつかない要因の一つではないかと考える。

3. 「ぱあとなあ神奈川」における取り組みについて

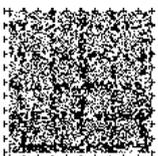
次に筆者の所属する公益社団法人神奈川県社会福祉士会の成年後見・権利擁護事業部「ぱあとなあ神奈川」の取り組みについて紹介する。ぱあとなあ神奈川は2000年にスタート。公益社団法人神奈川県社会福祉士会の会員数は2,899人（平成29年2月末現在）。そのうち成年後見・権利擁護事業部ぱあとなあ神奈川では、508名の部員が活動している（平成29年3月1日現在）。

県内11か所の「地区ぱあとなあ」をベースに、相談事業（電話、来所面談、出張）、法人後見受任事業、成年後見人等候補者の推薦、社会福祉士後見人等候補者の養成、市町村行政等への委員等の推薦などの事業を行なっている。事務局に専門員、法人後見担当（兼務）を配置し調整を担当している。

実際に成年後見人として受任し活動している件数は、平成29年3月1日現在、個人受任1,151件となっている。その他法人としても法人後見10件を受任活動中である。法人後見の対象は、養護者による虐待のあるケースや精神科病院等からの地域移行で居所が定まらないケース、障害や生活の状況からその支援について、ご本人への対応、地域ネットワークの活用など福祉専門職としての実践知や人間知が必要とされ、裁判所から要請されるケースなどとなっている。

成年後見人の養成と推薦であるが、家庭裁判所に対して508名の後見人等候補者名簿を登録し、家庭裁判所、市町村長、本人・家族、地域包括支援センター等の照会に応じている。平成28年度実績で211件の候補者紹介を行なった。当会の場合紹介件数の約半数は市区町村申立の案件となっているのが特徴である。また障害別では約60%が認知症、約25%が知的障害、約15%が精神障害である。

社会福祉士後見人として後見活動するには、社会福祉士としての基礎研修1, 2, 3（約3年かかる）の受



講と、日本社会福祉士会の認証基準に沿った5日間と神奈川県独自の研修1日の計6日間の受講を行い、筆記試験と口頭試験に合格することが条件となっている。さらに推薦名簿へ掲載された後も、各自の後見活動の定期報告を半年に一回、更新研修への参加、地区活動への参加が義務となっている。また地区活動を通じて、部員の病気療養、死亡等による後見活動の低下に対して、被後見人等への支援の低下を防止する目的でのフォローを行なっている。

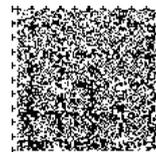
部員の後見活動に対する苦情への対応も重要である。事務局の専門員が電話で聞き取りを行い、必要に応じて運営委員長や、会長職にある者が申出者との面談や当該会員からの事情の聞き取りを行うなど丁寧に対応している。苦情については、大きな事故の防止にとって必要なことと捉えて、今年度は内部監督体制、苦情等への対応を強化した。本人・家族・関係機関との信頼関係維持や回復、家庭裁判所への協力、追加選任、辞任に伴う後任の推薦などのサポートが大変重要である

地区ごとに地域福祉・ネットワークへの積極的参加も進めている。一般向け電話・面接・訪問相談、医療・福祉等支援者には活用講座の開催や電話相談を実施している。また、各市町村の成年後見等連絡会、市民後見人の養成講座、各社協の法人後見審査会等に委員等の派遣を行っている。

一方、弁護士会、司法書士等の他士業との交流を活発に行なっている。情報交換や事例検討を共に行うことで、各専門職後見人の得意とするところの理解が深まり、被後見人等のご本人が抱える課題の内容の変化等に応じて、バトンタッチしていくことの合理性についても議論している。

おわりに

筆者も、社会福祉士後見人としてごく少数の方の保佐人として活動させていただいている。成年後見制度に対する認識は広がっており、市民が自分自身の課題として捉えているからこそ、現在の後見制度に対する疑問や不安も生じている。市民との対話を重ねながら、高齢者や障害者の権利擁護の仕組みの一つとして信頼できる制度への取り組みを進めていきたい。



共生社会の実現に向けた 東京都障害者スポーツ協会の取り組み

公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

スポーツ連携担当課長 **三浦 崇**

1. 障害者スポーツの役割

障害者スポーツとは、障害のある人が行う特別なスポーツがあるわけではなく、障害のない人が行う競技（スポーツ）を、障害の状況に合わせてルールや用具を改良し、安全に配慮して公平に楽しめるようにしたスポーツを指します。また、よく障害者スポーツ＝パラリンピックと結びつけられますが、これもパラリンピックに採用されていない競技があることや、競技によっては対象となる障害も限定されていることはあまり知られていません。競技力がある人が行っているスポーツだけではなく、障害のある人が誰でも楽しむことや、仲間づくり、健康づくりを含めた活動を促進し、障害のない人との関わりを含めて、日常的にスポーツを楽しめる社会こそが、スポーツを通じた共生社会の姿ではないかと思います。2020年に向けて、国内ではパラリンピックの注目度が高まっていますが、大会を成功させるにはメダルの獲得を競うといった競技面だけでなく、観戦、支援といった面において、大会関係者だけではなく一般市民の方が積極的に参加することが望まれています。これには、障害のある人の障害自体を理解するということが必要になりますが、スポーツの場合は、障害のある人とない人が参加する場を共有することで、双方向の交流が生まれ、互いを理解しあえるというメリットがあります。2016年の4月から障害者差別解消法も施行され、障害の有無、年齢、性別等に関係なく、スポーツが楽しめる環

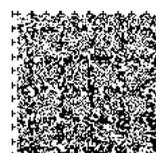
境づくりを進めることが急務になっています。障害のない人に障害者スポーツを見ていただき、体験を通して競技のことをよく知り、支援の活動につなげていくことを地域レベルから普及させていくことが、行政をはじめ、関係する団体がこれから担う役割になっていくでしょう。

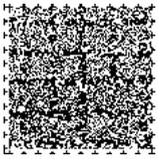
東京都障害者スポーツ協会（以下、協会）は、設立以来、都内においてスポーツを通して障害のある人の心身の健康を保ち、社会参加を促進するための事業を行っています。近年は地域におけるスポーツをする場づくりの一環で、障害のない人にも広く障害者スポーツを体験する機会をつくり、その必要性、有効性を知ってもらう事業を展開するとともに、パラアスリートの発掘や支援にも力をいれています。各事業がそれぞれ相互に関連しあいながら、スポーツの現場を活性化させていくことを狙いとしています。行政、企業、競技団体などの主体となる組織が連携しあえば、さらに大きい効果をもたらしていくと考えます。ここでは協会が取り組む事業のうち、観戦促進、支援の面から最近取り組み始めたものを2つ紹介したいと思います。

2. メディア等を活用した情報発信

・テレビ番組の製作・放送

協会では広く障害者スポーツを普及させることを目的としてメディアを活用した情報発信に取り組んでおり、TOKYO MX





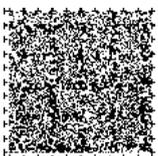
において年4回程度の30分番組「パラアスリート極(きめ)ワザ」の放送を昨年度から開始しました。パラリンピックを目指すパラアスリートと、その競技(該当するものがなければ類似の競技)を専門にやっていた著名なアスリートを組ませ、競技のルールを紹介しながら、パラアスリートが繰り出す極め技に注目して解説を加えています。パラアスリートの技の凄さと、その道を極めたアスリートでもうまくできない障害者スポーツの奥深さを伝える企画であり、これまで視覚障害者柔道、車椅子バスケットボール、車椅子フェンシング、ボッチャ等の競技を取り上げてきました。2回目の放送からは番組内容をYou Tubeでも動画配信しているので、是非ご覧ください。



「パラアスリート極ワザⅢ」ボッチャ廣瀬選手(右)と元読売ジャイアンツ投手の宮本氏(左)

パラアスリート極ワザ放送内容
(平成28年11月時点)

放送回	競技	パラアスリート	アスリート
第1回	視覚障害者柔道、車椅子バスケットボール、パラバドミントン	北園新光、篠田匡世、山崎悠麻	古賀稔彦、田中利佳、小椋久美子
第2回	ブラインドサッカー、車椅子フェンシング	川村怜、安直樹	鈴木隆行、三宅諒
第3回	カヌー、ボッチャ	瀬立モニカ、廣瀬隆喜	北本忍、宮本和知



・スポーツ大会のインターネットテレビ中継

障害者スポーツの競技団体が開催している大会は、ほとんどTV中継などされておらず、広報にまで十分な人手や予算をかけることが難しい状況にあります。こうした背景をもとに、協会としては競技や大会のことを知ってもらうことを目的として、競技団体が主催する大会をインターネットテレビ中継で配信することを始めました。全体の調整や中継に係る費用は協会が負担し、競技団体からは解説者の紹介をしてもらうなど、競技団体に負担がかからないよう役割を分担して制作をしています。既存のテレビ中継と比べて、インターネット中継では初期費用を比較的安く抑えられることに加え、スマートフォンやタブレットなどで手軽に見ることができるので、視聴回数を増やせるメリットがあります。

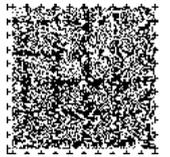


FRESH! TOKYO パラスポーツチャンネル

インターネット中継を実施した大会
(平成28年11月時点)

大会名	主催者	開催日 (平成28年)	会場
都大会グランドソフトボール	東京都・東京都障害者スポーツ協会	11月20日	武蔵野中央公園スポーツ広場
2016年日本ゴールボール選手権	(一社)日本ゴールボール協会	11月27日	青梅市総合体育館
全日本視覚障害者柔道大会	NPO 法人日本障害者柔道連盟	11月27日	文京区講道館

今後もメディアを利用してパラリンピックの競技に限らず、都内で実施される大会も配信することで、障害者スポーツのファンを増やし、2020年



に向けて、気運醸成をはかる取り組みを継続して実施していくつもりです。

3. 障害者スポーツコンシェルジュ事業

この事業は、障害者スポーツへの支援や、相互の連携について考えている企業や団体のために相談窓口を開設したものです。情報の提供、助言等を行うとともに、スポーツを取り巻く主体をつなげ、都内における障害者スポーツの振興に寄与することを目的としています。既に一部企業では、競技団体やパラアスリートの支援に積極的にのりだしているところもありますが、まだ十分に浸透しているとはいいがたい状況にあります。また、特定のトップアスリートにだけ支援が集まるのでは、障害者スポーツの裾野は広がってはいきません。このような状況の中で、CSR 活動の一環として障害者スポーツに注目している企業もありますが、どのように関わっていったらいいのかわからないという相談も出てきています。

その一方で、アスリートや競技団体の立場からも、練習の場所やスタッフの活動時間が十分に取れる環境ではなく、施設の提供や雇用、団体の活動の面で企業のサポートを希望している声もありますので、これらをうまくマッチングしていくことができれば、双方にとって有意義なことになるでしょう。

協会としてもこれまで通常業務の中で各種相談に応じてきたところですが、新たにコンシェルジュ事業として、外部の関係機関と調整して相談を解決したり、協会のスポーツ振興の事業につながる取り組みを始めました。2016年の9月からは本格的に専用電話を開設し、相談を受け付けていますが、社員を対象にした障害者スポーツの講演依頼、ボランティア体験の要望、練習場所の提供など様々な案件が寄せられています。まだ、試行錯誤の段階であり、先に挙げたマッチングよりも企業などの取り組みを支援することがメインに

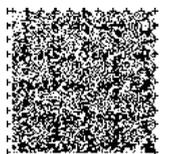
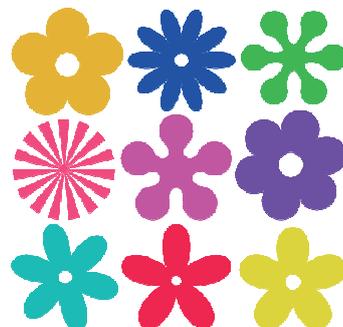
なっていますが、これから事例を積み上げていくことで、多様化していく相談に対応できるようにしていきたいと思っています。

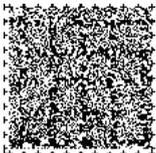


スポーツクラブのメガロスでは休館日を利用し、ポッチャの選手に練習場所の提供を無償で行っている。
(メガロス田端で実施 平成28年11月時点)

4. 終わりに

協会がこれまで進めてきた障害者スポーツを普及させる取り組みは、東京でのパラリンピック開催を一つの契機として、さらに推進していくことができると考えています。しかし、障害者スポーツへの関心などが、一時的な盛り上がりで終わるのではなく、2020年以後もレガシーとして、地域での活動に根付かせていくことが重要です。その先に、協会の理念でもある誰でも身近に参加しやすい「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツができる社会が実現できるのではないかと思います。





吹き矢に魅せられ、そしてフラインド吹き矢へ

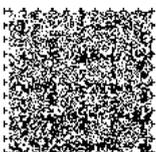
日本フラインド吹き矢協会
町田吹き矢健康会 内藤 幹弘

多くの方が吹き矢に惹きつけられるのは、まずどなたにも出来るからでしょう。子供からお年寄りまで、一本のローソクの火を消すことが出来る方なら誰にでも吹き当てる事が出来ます。

壮健な人だけでなく、身体弱者、たとえば足の不自由な方、呼吸器機能の弱い方、術後の養生・リハビリの方などにも吹き矢は自分の健康維持に好適な軽スポーツです。はじめに脳梗塞を患ったIさんの話を取り上げてみましょう。Iさんはある障害者の集まりで吹き矢を知り、吹き矢体験会にやって来ました。10年前に脳梗塞を患い、肢体不自由になりましたが、今は杖を使って自分で歩けるようになっていました。しかし気道と声帯を侵され話す声が出にくく、かすれ声をやっと聞き取れる状態でした。

Iさんは最初の体験のとき5mの距離からの的に向かって吹きましたが、すべての的の手前で失速し落ちてしまいました。そこで4mの距離で吹いてみると、5本のうち3本が突き刺さりました。それから3カ月後には5mの距離から、そして1年後になる今では7mの距離から5本とも完璧に的に吹き当てています。Iさんだけでなく自分には無理かな、届かないのではと不安になっている人でもほとんどの人が短期間で吹けるようになります。

さらに吹き矢の魅力は、簡単で面白いことです。吹き矢は自分の呼吸の力だけで吹きます。腕力や脚力のような体力を使いませんし、弓道やライフル銃競技などの様な物理的な外圧を必要としません。薄いポリエステルフィルムを巻いて出来ている円錐形の矢を、長さ1mの軽いアルミ製の筒に差し込んで「フッ」と吹きます。強く吹きすぎると矢に吹き圧がかかり過ぎて、上方や左右に飛んで行きます。吹き圧が弱いと失速して下方に落ちます。狙った所にまっすぐ当てるには「ちょうど良い」吹き圧が必要となります。



「ちょうど良い吹き圧」は個人、それぞれ違うので、自分で自分の「ちょうどよい」を見つけることとなります。吹き筒と矢があれば自分の呼吸の力で的に当てる事ができるので、吹き矢は実に簡単な得点競技です。また同時に呼吸の力で行うスポーツですから、各人の心理状態や感情の動揺に左右され、吹くごとに違う呼吸質になってしまっ、均一に吹けない実に面白い軽スポーツと言えます。

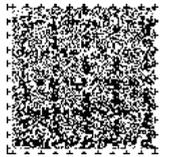
私たちが実践して普及している吹き矢活動は、日本吹矢レクリエーション協会に所属し、その仕様のキットで行っています。吹き筒は内径13ミリ、長さ1メートル。矢は13センチの円錐形で、0.9gのネイル矢（頭を丸くした釘を先端に取り付けたもの）と1gの吸盤矢（先端にシリコン製の吸いつき口が付いているもの）を使います。この軽い1メートルの筒と矢は、その軽便さの面で健康吹き矢のキットとして実に好適なものとなっています。

的までの距離は7mに限定されず、5、6mから吹いても何の遜色もありませんから、この吹き矢道具なら自宅でも出来ますし、町内会館や行政の会議室でも吹き矢実技が可能です。



会議室を吹き矢会場に

的は一般的に使われる真円の的に他に2種類あります。健康吹き矢は、あくまでも健康を目的にしている吹き矢活動で、一般的なスポーツ吹き矢のような高得点を目指して級位や段位の取得を目的にいたしませんから、複数の的を使用してゲーム性の高い得点遊びをします。



最もユニークなのはレクリエーション的と呼ばれる吸盤的のです。この的の表面には透明のビニール製シートが張られていて、この表面に吸盤矢が吸着する実に安全性の高い吹き矢キットです。この約35センチ角の的の中には10点から2点までの数字がシンメトリーに配置されていて、的の枠内に矢を吹き当てると、中心からそれでも必ず点数を獲得できます。吹いた矢は的に届きさえすれば引き寄せられるように吸いつきます。呼吸の弱い人は上方に焦点を合わせて、軽くアーチ状に吹きつけることができます。吹き圧の強い人は腹圧を使って横隔膜を引き上げるように一気に吹き当てると、的に当たった瞬間に和太鼓を打つような心地よい響き音がします。



吸盤的



3種類の的

この吸盤的の他に、ウレタンボード製の的にネイル矢を吹き刺すビンゴ的があります。30cm角の的が9マスに仕切られたもので、9本の矢を使用しておなじみのビンゴゲームを楽しみます。これは列を揃えることに白熱する面白さがあり、あっという間に30分、40分が過ぎていきます。

矢を20本吹くと5km歩くのと同じエネルギー消費量と言われているから、体内の有酸素運動による健康効果は一気に高まります。これらの的を使って、個人で得点遊びをすることも、チームを組んで得点競技の争いに興ずることもできます。チームを組むと60代70代のシニア（じじばば）達が一気に小学生時代の同級会風景にタイムスリップして、大騒ぎ状態になります。こうした得点や

ゲーム遊びを通じて沸き起こる仲間との談笑、この交流こそが、吹き矢を吹きに集まる人たちの健康増進の大きな力となっています。

さらに吹き矢プレイが健康増進に効果を発揮するのは、一本の矢を吹きつける際の呼吸法と動作です。深く長い、ゆったりとした呼吸法です。この呼吸法に吹き矢動作を合わせますからゆったりとした大きな動作で行うこととなります。ストレッチ体操のような早い激しい動作はありません。重要なことは体の中にたくさんの酸素を取り入れゆっくりと体内の気血（エネルギー）を巡らせることです。

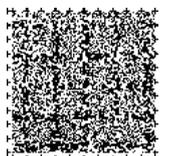
3段6式と呼ばれる呼吸法動作で一本の矢を吹きます。第1段の呼吸は吹き筒を水平に持って頭上高くまで、鼻で吸いながらゆっくりと上げて行きます。次に細くすぼめた口で吐きながらゆっくりと筒を降ろしてきます。無心な心でリラックスする呼吸です。

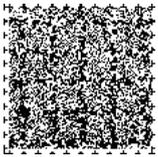
つづいて第2段の呼吸は的に睨みつけて焦点を合わせ、一気に吹きつける呼吸動作です。この第2段では、最初の呼吸と同じく水平に持った筒を下からゆっくりと目線の位置まで吸い上げて行きます。次に筒の口元をしっかりと咥え、唇を締め的に焦点を合わせて一気に吹きます。集中力を高める呼吸です。

最後の第3段は自分を取り戻す自律の呼吸です。矢を吹き終わると、たちまちにして的に全感情が移行してしまいます。吹いた矢が狙った所に当たったとか、大きく外れてしまったとかで、自分の感情がハイになったり、ロウになったりしてしまいます。この感情の乱れを静めて、自分を落ち着かせて我に返る呼吸動作が第3段の呼吸です。

さてこの呼吸動作で吹き矢を吹くとどのような健康状態に繋がっていくのでしょうか。吹き矢を吹いている人の健康に何が起きているのでしょうか。最も際立って見られるのは姿勢が良くなり、肌艶が出ることです。両手に吹き筒を持ち、腕と身体を大きく伸ばし、ゆったりと緩めて吐く。この呼吸動作を何度も行いますから、頸椎、胸椎を活性化し、髄を刺激して血行が良くなっているのではないのでしょうか。次に顕著に表れている健康上の現象は、唾液が沢山出るようになることです。吹き矢を瞬時に吹きつけるとき、口腔内をしっかりと締め、唾液を処理して矢を吹きます。

これにより口腔内周囲筋が盛んに刺激され、唾液が潤沢に出るようにな





ります。その結果、口の中の滅菌作用が一気に高まります。同時に唾液は食べ物の消化や飲み込みをスムーズにしてくれます。このほかにも吹き矢の呼吸動作で現れる効能が沢山あります。心肺機能の向上や脳の活性化による認知症予防など多くの健康効果が吹き矢を吹くことで提唱されています。

このように呼吸法を駆使して腹式鼻呼吸で吹き矢を吹くと、実に大きな健康効果が体験できます。しかもどなたにも出来る呼吸法健康吹き矢です。だれにも出来るなら、視覚障害者たちも楽しめなくてはと考えると、これがブラインド吹き矢立ち上げの動機となりました。

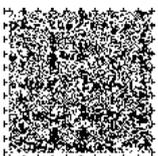
座間市のライトハウスで、日本盲人会連合スポーツ協議会の役員たちと数回の研修を重ねたのち、6カ月後の平成28年3月13日、サニープレイス座間で、関東ブロックの拡大研修会が開かれました。視覚障害者11名、ガイドや役員、吹き矢指導員など合わせて46名が集まり、6mの位置から8レーンを使って、吹き矢の実技をしました。視覚の不自由な吹き手が、音の発信源を捉えて矢を吹く。このためには離れた的のどこから、どのような音を、どの様に吹き手に届けられるか、この課題に取り組みました。



第1回ブラインド吹き矢、座間市のサニープレイスで

最も安全な吸盤式の吹き矢キット（矢が的に吸いつくキット）を使って、音の検証（吹き手が離れた的から出ている音をいかにキャッチ出来るかという試み）をしました。音の種類、音の出し方、音量など、視覚障害者の吹き矢世界を見つけ出そうと皆が集中しました。

日本吹き矢レクリエーション協会の河西会長は、中心から音の出る的を考案してくれました。機械工学専門の渡辺氏は集音装置の試作品を試しました。そして音が的の方向から吹き手の方にラインに沿って流れてくる装置を実験したのは、ブラインド吹き矢協会事務長の亘氏でした。メトロノーム数種類の音や、拍打音、人の声、などでいろいろ実験しまし



たが、決定打はなかなか見つかりません。会場にいた視覚障害者、ガイドサポーター、健康吹き矢会のスタッフたちの皆が、「どうしたら、ねらいの焦点を定められるか」という難問のつぼの中に追い込まれていました。

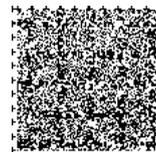
暗中模索しながら、とにもかくにも視覚障害者のみなさんには的に向かって吹き矢の実践を試し続けて頂きました。「もう少し上、3時の方向」、「おしかったね、右に外れました」、「いいよ、その位置で吹いて」、「やった～、ど真ん中に入りましたよ」、エール、歓声、ため息などが行き交う中、瞬く間に時間が過ぎていきました。

昼食の後、チームを組んで得点争いをしました。ここでは弱視者（ロービジョン）の方たちが高得点をはじき出しました。その後も皆大騒ぎになって吹き競いました。そして最後は皆が輪になって意見と感想を話し合いました。

「当てるのは難しかったけれど、こんなに吹いたのは初めてです」、「疲れたけれど気持ちがいいね」、「腕を上げたり降ろしたり何度もやって吹いたので、からだが熱くなった」、「チームを組んでやった競技がおもしろかった」、「当たると音が出るといいね」、「的がどのようにになっているか知っていた方がよい」、「電子音は壁に反響して聞き取りにくい」、「音が大きすぎる」、「的を叩く木の音がよい」、またロービジョンの方からは「窓から入る外の光を遮断してほしい」、「筒さきに色の工夫を」、「的と壁のコントラストを考えて、的が見やすくなるように」、「的から光のポイントが出るようにしたら狙いやすい」など、実際に体験した後の貴重な参考意見が溢れるように出てきました。

この研修会を体験して分かったことは、まず、全盲の方とロービジョンの方を別々のシチュエーションで、ブラインド吹き矢のやり方を考えること。次に音が反響しないように会場やキットの設置を行うこと。音質、音の出し方、集音の方法、センタリング用補助ポールの使用可否、的の実物を確実に熟知していただくこと、ガイドサポーターと一体になって行うこと、など乗り越えなければならない課題が数多く出てきたことです。

シンプルで、かつ吹き手の感性を主にして出来るブラインド吹き矢仕様を作り上げることが目標です。これからも視覚障害者の方々と何度も研修を重ねていき、思う存分に楽しめる、より優れたブラインド吹き矢が誕生するように努めたいと考えています。



障害者差別解消法の推進に向けて

奥野総合法律事務所・外国法共同事業

弁護士 野村 茂樹

1. 差別解消法制定の経緯

2016年4月1日に、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（差別解消法）、改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」（雇用促進法）が施行されました。

これは、2006年に国連で成立した「障害者の権利に関する条約」（権利条約）を批准するための国内法整備の一環として、2013年6月に制定・改正されたものです。後で述べる基本方針や各種対応要領・対応指針の策定や合理的配慮事例の収集・公表を含め、約3年弱の周知期間を経て、2016年4月から施行されるに至りました。

2. 差別解消法の概要

雇用促進法は、雇用・労働分野に適用され、差別解消法は、労働・雇用分野以外の日常生活・社会生活全般に係る分野に広く適用されます。

差別解消法は、行政機関等に対し、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務づけています（7条）。事業者に対しては、不当な差別的取扱いを禁止する点は同じですが、合理的配慮の提供は努力義務と定められています（8条）。雇用・労働分野に適用される雇用促進法では、民間事業者も合理的配慮の提供が法的義務とされています。

差別解消法には、詳細な規定は設けられておらず、不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方や具体例、対応上の留意点等は、閣議決定による「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（基本方針）（6条）に即して、国・地方公共団体職員の行為規範として職員対応要領（9条、10条）が、事業者向けに各事業分野毎の

対応指針（11条）が定められています。従って、差別解消法を推進するためには、差別解消法のほか、基本方針や自身が関わる行政機関や事業についての対応要領・対応指針を参考にすることが有用です。

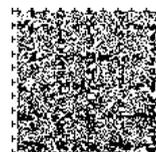
実効性を担保するため特に必要な場合、主務大臣は事業者に対し、対応指針に定める事項について報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとされています（12条）。

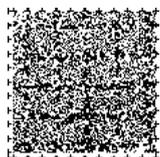
更に差別を解消するための支援措置として、①相談及び紛争の防止等のための体制の整備（14条）、②啓発活動（15条）、③情報の収集、整理及び提供（16条）、④障害者差別解消支援地域協議会（地域協議会）（17条～20条）が定められています。

3. 障害者（2条1号）

- ①身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、
- ②障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。

障害のある人が日常生活や社会生活に制限を受ける原因を、個人の心身の機能の障害に求める考え方を医学モデルと言い、障害と社会の構造（社会的障壁）との関係に求める考え方を社会モデルと言います。差別解消法2条1号の定義は、上記の①、即ち医学モデルに留めておらず、②のように社会モデルの考え方に立っています。これは、権利条約ではっきり示された考え方に基づくものです。障害者は、医学モデルでは保護の客体と位置づけられますが、社会モデルでは人権の主体と位置づけ





られます。権利条約たる所以です。
日常生活や社会生活に制限を受ける
状態は、医学モデルでは、治療・訓

練・努力により克服することを目指すことになり
ますが、社会モデルでは、社会的障壁（社会にお
ける事物、制度、慣行、観念等）の除去の実施の
ために必要かつ合理的な現状の変更及び調整（合
理的配慮の提供、合理的配慮の提供のための環境
の整備）により、解消を目指すことになるのです。

4. 不当な差別的取扱い

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由
として、

- ・ 財・サービスや各種機会の提供を拒否する
- ・ 提供にあたって、場所・時間帯等を制限する
- ・ 障害者でない者に対しては付さない条件をつ
ける

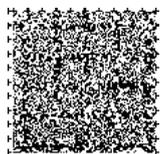
などにより、障害者の権利利益を侵害すること
をいいます。

不当な差別的取扱いは原則禁止ですので、「正当
な理由」に相当するのは、上記のような取扱いが、
客観的に見て正当な目的の下に行われたものであ
り（目的の正当性）、その目的に照らしてやむを得
ないといえる場合（手段の必要不可欠性）に限ら
れます。主観的、画一的に判断してはならず、具
体的場面や状況に応じて総合的、客観的に判断す
ることが必要です。行政機関等や事業者が正当な
理由があると判断した場合には、障害者にその理
由を説明し、理解を得るよう努めることが望まし
いとされています（基本方針）。

なお、障害者の事実上の平等を促進し又は達成
するための措置（積極的差別是正措置）は、不当
な差別的取扱いにはあたりません。

5. 合理的配慮の提供

- ・ 事務・事業を行うにあたり、個々の場面にお
いて、
- ・ 障害者から現に社会的障壁の除去を必要とし
ている旨の意思の表明があった場合において、
 - ・ その実施に伴う負担が過重でない
ときは、

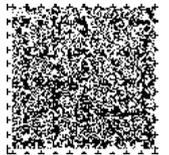


- ・ 障害者の権利利益を侵害することとならない
よう、社会的障壁の除去の実施について必要
かつ合理的な配慮を行うことをいいます。

個々の場面における合理的配慮の提供が的確に
なされるための事前的改善措置として、公共施設
や交通機関のバリアフリー化、介助者等の人的支
援、情報アクセシビリティの向上等、不特定多
数の障害者を対象として行われる環境の整備の推
進が強く求められるところです。

「意思の表明」は、言語（手話を含む）の他、点
字、筆談、実物の提示や身振り等による合図、触
覚による意思伝達の他、知的障害や精神障害（発
達障害を含む）等により、本人の意思表明が困難
な場合における家族、介助者等、コミュニケーション
を支援する者が本人を介して行う意思の表
明も含まれます。意思の表明が困難な障害者が、
家族、介助者等を伴っていない等、意思の表明が
ない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の
除去を必要としていることが明白である場合には、
法の趣旨に鑑みて、当該障害者に適切と思われる
配慮を提案するために、建設的対話を働きかける
等、自主的な取組みに努めることが望ましいとさ
れています（基本方針）。差別解消法では、意思の
表明があることが合理的配慮の提供の前提とされ
ていますが、合理的配慮の提供の必要が明白な場
合は、意思の表明を合理的配慮提供の前提としな
い旨を明言する条例も出てきています。行政機関
等や事業者における啓発や研修において、意思の
表明が困難な障害者の特性や過去に差別を受け続
けてきたことから相談や助けを求めることができ
ない状況等について、理解を深めることが求めら
れます。

「過重な負担」については、行政機関等及び事業
者において、個別の事案毎に、①事務・事業への
影響の程度、②実現困難性の程度、③費用・負担
の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況等
を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客
観的に判断することが必要です。行政機関等や事
業者が過重な負担にあたりと判断した場合は、障
害者にその理由を説明するものとし、理解を得る
よう努めることが望ましいとされています（基本



方針)。

合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものですので、社会的障壁の除去のための手段や方法について過重な負担との関係において代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて柔軟に対応がなされるものです。0か100ではないのです。また合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わりうるものです。

6. 紛争解決

差別解消法では、何が障害を理由とする差別にあたるのかを明らかにする必要があります。そして、もし差別があった場合には、その解消が図られなければなりません。紛争解決の方法や手順が明らかに示されなければならないのです。

差別解消法では、国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制の整備を図るものとしています(14条)。

しかし差別解消法においては、相談を含む紛争解決のための新たな機関の設置は定めておらず、既存の機関の活用を前提としています。縦割り行政の弊害(たらい回し等)を防止する観点で、各関係機関により構成される地域協議会を組織することができる旨を定めています(17条)が、その組織化は義務づけられていません。また、差別解消法では、地域協議会は、あくまで協議の「場」として位置づけられ、相談を含む紛争の解決(救済)については、調停や斡旋等の機能を有する既存の紛争解決機関につなげる等の「後押し」に留め、直接的には担わないものとしています。

しかし、条例によって相談や紛争解決の機能を有する機関を設置したり、地域協議会にその機能を認める地方公共団体も現われてきています。相談を含む紛争の解決は、身近な地方公共団体が担うことが最適であり、条例を定めることにより、その窓口を明示し、紛争解決の方法や手順を明示することが極めて有用です。

7. 差別解消法の推進に向けて

差別解消法の役割として、まず第

1は、何が障害を理由とする差別にあたるか、を明らかにすることです。このことが、国民一般の心に浸透していけば、障害を理由とする差別は少なくなるでしょう。その意味で、差別事例や合理的配慮の具体例を集積し、それを公表することが重要です。啓発や研修を地道に積み重ねていくことが大事です。

差別解消法の第2の役割は、差別があった場合の相談を含む紛争解決の方法や手順を示すことにあるはずです。しかし残念ながら、この点の法整備は不十分と言わざるを得ません。法改正を求めるとともに、各地域で粘り強く訴え続け、相談を含む紛争解決の方法や手順を示す条例の制定を求めていくことも大切です。

紛争解決は、最終的には人権の砦である裁判所の司法手続によることとなります。しかし、差別解消法は、行政機関等及び事業者を義務の主体としており、司法機関を主体としていません。そのため、差別を受けたことについて救済を求めて裁判所の手続に出たとしても、裁判手続において裁判所が障害の特性に応じた配慮をなすべき義務を定めた規定がありません。法改正が急務です。

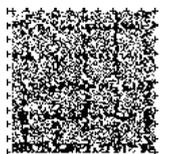
社会モデルに基づいた合理的配慮の提供を含む障害を理由とする差別のない社会とは、どのような社会でしょうか。

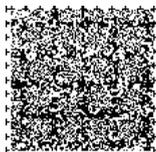
- ・障害のある人もない人も分け隔てられることなく、また老若男女も含め、共に学び共に働き共に地域で暮らすインクルーシブな社会です。多くの条例のキーワードは、「共に」です。
- ・多種多様な個性がいきづく社会です。富山県の条例です。

『障害のある人の人権を尊重し県民が共にいきいきと輝く富山県づくり条例』

- ・他者を尊重する社会ですので、平和な社会です。長崎県の条例です。

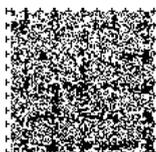
『障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例』

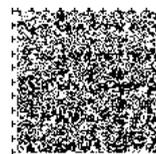




平成 29 年度 全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ） 研 修 会 概 要

研 修 会 名	目 的	受 講 対 象 等	研 修 期 間	日 数	定 員
＜新規＞ 障害のある人を支援する防災 研修会 ～熊本地震の教訓をふまえて～	大規模な災害により障害者の生活が著しく制限される状況に置かれたとき、当事者はどのような支援を求めるとか、支援者はどのように行動すべきかを学び、今後起こり得る災害に備えることが重要である。 本人が自立した地域生活を営む上で災害時においても支援を滞ることなく続けることを目的とする。 ※内閣府、日本障害フォーラム（JDF）の協力により実施予定	市町村（障害福祉担当、防災担当）、障害者福祉センター、障害者団体、各障害福祉サービス事業所の職員、その他障害者福祉に関わる者。	12月9日（土） ～12月10日（日）	2日	70名
共生社会を支えるための障害児・者とのコミュニケーション技術研修会	障害者が自らの意志により、望む生活をしていくためには、支援者等との円滑なコミュニケーションは欠かせない。「コミュニケーションのスキル」は、あらゆる支援場面において「利用者の意向に添った支援」を実現させるための根本を成すものである。 そこで、障害者とのコミュニケーションに関する理論や技術を研修することにより、利用者との円滑なコミュニケーションの確立を目的とする。	各障害福祉サービス事業所の職員、その他障害者福祉に関わる者。 特別支援学校、特別支援学級の教員。	＜第1回＞ 7月30日（日） ～7月31日（月） ＜第2回＞ 3月10日（土） ～3月11日（日）	2日 2日	70名 70名
障害者地域生活支援従事者研修会	障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。 そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。	市町村、障害者福祉センター、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及びその他関係機関等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。	7月11日（火） ～7月14日（金）	4日	100名
『個別支援計画』作成および運用に関する研修会	個別支援計画に対する考え方、手法などを検討し、より利用者に寄り添った個別支援計画が作成され、利用者の個性に合わせた計画が作成されることにより、豊かな日常生活を送ることができるようになることを目的とする。	各事業所の個別支援計画作成担当者及びサービス管理責任者、また、現在個別支援計画の作成および運用に関わっている者。	＜第1回＞ 9月9日（土） ～9月10日（日） ＜第2回＞ 1月27日（土） ～1月28日（日）	2日 2日	70名 70名





研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員
障害者施設職員研修会 (新任職員コース)	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等に現に従事している 新任職員（異動による新任を含む）。	<第1回> 6月14日(水) ～6月16日(金) <第2回> 10月18日(水) ～10月20日(金)	3日 3日	70名 70名
障害者福祉センター等職員研修会	身体障害者福祉センター等の施設長及び幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センター（A型、B型）及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者総合支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。	<第1回> 9月28日(木) ～9月29日(金) ※開催地調整中 <第2回> 2月15日(木) ～2月16日(金)	2日 2日	50名 50名
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会 ～余暇活動の推進を支援する上でのレクリエーションの役割～	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	11月8日(水) ～11月10日(金)	3日	50名
障がい者スポーツ指導員養成研修会	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。 ※修了者は(公財)日本障がい者スポーツ協会公認「初級障がい者スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校及び教育学系・体育学系の学生で社会福祉を専攻している者、および障害福祉サービス事業所等に勤務する職員で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	8月22日(火) ～8月25日(金)	4日	50名

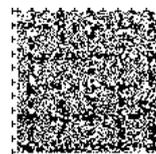
戸山サンライズ (通巻第273号)

発行 平成29年3月10日

発行人 公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 会長 炭谷 茂

編集 全国障害者総合福祉センター

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1 TEL.03(3204)3611(代表) FAX.03(3232)3621
<http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>



ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

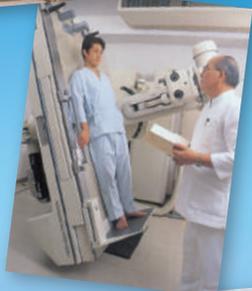
会員数

25.1万人

(平成28年6月現在)

新規会員募集中

福祉の職場で
働く人を
支援しています。



福利厚生センター(ソウェルクラブ)は…

社会福祉事業等に従事する方の福利厚生を全国一括で展開し、スケールメリットを生かすことにより、個々の法人では実現が難しい充実したサービスを提供しています。

1

加入対象拡大!

平成28年4月から有料老人ホームや医療系の介護保険施設・事業に従事する職員の方々も加入対象となりました。

2

ソウェルクラブ ならではのサービス

健診費用の助成、健康生活用品給付、各種お祝品、弔慰金をはじめとした基本サービスに加え、地域密着サービス、クラブオフなど幅広いサービスを展開しています。

3

掛金はわずか年1万円/人

会員1人当たり年1万円のご負担のみで、ソウェルクラブが提供する全てのサービスが利用できます。また、サービスを一部限定した非常勤職員向けコース(年5千円)もございます。

ソウェルクラブ
Sowel
CLUB

ソウェルクラブの資料請求、加入のお申し込みは
社会福祉法人 福利厚生センター

<http://www.sowel.or.jp>
TEL ☎ 0120-292-711

詳しくは で または、お電話でお問い合わせください。
〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3-1 NBF小川町ビル10階